

令和6年度入所選考基準等における昨年度からの変更点の概要

1 基準点数に関する変更

要件	変更内容	変更理由
出産 (産休又は育休からの復職予定の場合)	産休期間の翌月からの復職と育児休業取得後の復職に場合分けして整理。 併せて点数について調整。	該当する状況の保育の必要性を考慮するもの。
出産 (産前・産後)	点数を増加。	該当する状況の保育の必要性を考慮するもの。
求職 (失業手当受給中) (開業準備)	項目を廃止。	他の求職活動中の状況に係る保育の必要性との整合性を図るもの。

2 調整点数に関する変更

状況	変更内容	変更理由
待機	入所保留となった月、認可外保育施設等の利用開始月に加え、必要書類提出日も含めて最も遅い月を基準日として点数を段階化。	早期利用者でかつ早期申請者にインセンティブを設けるもの。
きょうだい入所施設への転所希望	申込児童のきょうだいが1号認定で既に入所している施設への転所申込についても加点の対象として追加。	きょうだい別々の施設への入所による保護者負担を考慮するもの。

3 同点の場合における優先順位の変更

変更内容	変更理由
選考点数が同点の場合における「入所希望月から利用調整をする月までの待機の期間が長い」の項目を廃止。	出生月による入所可能月の差を考慮するもの。

4 申込みに必要な書類に関する変更

変更内容	変更理由
就労要件での申込みに必要な書類を保育の実施理由証明書から就労証明書に変更。	就労証明に係る押印廃止に伴い様式を変更するもの。

5 その他の変更

変更内容	変更理由
育児休業からの復職日又は就労予定日について、入所する月の月末までに統一。	月により異なっていたルールの統一化を図るもの。
育児休業をきっかけに利用中の待機児童解消保育ルームを退所した場合であっても、退所時点で付与されていた待機点を翌年4月の入所申込時に加点。	待機児童解消保育ルームの利用可能枠の確保を目的とするもの。

※ 各変更は令和6年4月1日入所の利用調整から適用し、令和6年3月までの利用調整は従前の選考基準（「令和5年度 保育所等入所の手引き」等をご確認ください）によります。